

葛巻町スポーツ指導者養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ指導者を養成し、スポーツを推進するため、スポーツ指導者としての資格を取得又は更新しようとする者に対し、資格取得及び更新に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で、葛巻町スポーツ指導者養成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、葛巻町補助金交付規則（昭和35年8月1日葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象資格)

第2条 補助金の対象となる資格（以下「補助対象資格」という。）は、次に掲げる資格とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定する資格で、別表に掲げるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める資格

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町に住所を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に該当する学校の教員でないこと。
- (3) 補助対象資格の取得及び更新後、スポーツ指導者として当該補助対象資格に関する競技団体の協会等に登録する意思があること。
- (4) 補助対象資格の取得及び更新後、町のスポーツに関する事業に協力すると誓約できること。
- (5) スポーツに関する職業に就いていないこと又はスポーツを職務としていないこと。
- (6) 町に納付すべき税金又は使用料若しくは負担金等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、講習会、研修会等の受講料等、教材費、検定料等の補助対象資格の資格取得又は更新に必要な経費として町長が認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の5分の4の額として、3万円を限度とする。この場合において、町は、予算の範囲内において、これを交付する。

(交付の申請)

第6条 町補助金の交付を受けようとする者は、補助対象資格を取得又は更新した日の属する年度の末日までに、スポーツ指導者養成事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象資格を取得又は更新したことを証する書面の写し
- (2) 講習会、研修会等が修了したことを証する書面の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める書類

2 前項の規定による申請は、別表に掲げる資格につき一年度1回とする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはスポーツ指導者養成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、スポーツ指導者養成事業補助金交付申請棄

却通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関への口座に補助金を振り込むものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 協会 | 資格 |
|----------------|-------------|
| 公益財団法人日本スポーツ協会 | スタートコーチ |
| | コーチ1 |
| | コーチ2 |
| | コーチ3 |
| | コーチ4 |
| | ジュニアスポーツ指導員 |
| | スポーツプログラマー |